

告 示

埼玉県告示第九百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号で告示した富士見都市計画ふじみ野公共下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

ふじみ野市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十二日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号、昭和五十五年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百三十四号、昭和五十九年埼玉県告示第千百三十九号、昭和六十一年埼玉県告示第千九十六号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百六十五号、平成二年埼玉県告示第千十五号、平成五年埼玉県告示第千三百五号、平成九年埼玉県告示第四百十七号の事業地のうち、ふじみ野市大井武蔵野、亀久保において事業地を変更する。